

公益社団法人 福島県獣医師会 定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人福島県獣医師会と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福島県福島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、獣医師道の高揚、獣医学術の発展普及、獣医師の福祉の向上を図ることにより、畜産の振興、人の公衆衛生並びに動物に関する保健衛生・愛護精神の向上、社会福祉の増進並びに自然環境の保全に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 家畜衛生、畜産振興支援に関する事業
- 2 公衆衛生、社会福祉増進に関する事業
- 3 動物愛護普及推進支援に関する事業
- 4 自然災害時被災動物救護支援に関する事業
- 5 獣医学術普及向上に関する事業
- 6 会員の互助、福利厚生、表彰、慶弔等に関する事業
- 7 その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(区 域)

第5条 この法人は、福島県を区域とする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第6条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 一般会員：この法人の事業に賛同し、福島県に主たる住所を有する者又は福島県内に就業している者であって獣医師免許を有する者。
 - (2) 功労会員：この法人に功労があった者で、別に定める規程に該当し、理事会で承認を得た者。
 - (3) 賛助会員：この法人を賛助するために、入会を希望する個人又は団体で、理事会で承認された者。
- 2 前項の会員のうち一般会員並びに功労会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第7条 この法人に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長理事に提出し

なければならない。

2 この法人において、入会申込書が受理された者は、一般会員となる。

(会 費)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、この法人に入会しようとする者及び一般会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、功労会員については会費を徴取しない。

2 賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

3 会費の使途等については、総会において別に定めるものとする。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長理事に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が、次のいずれかに該当する場合は、総会の決議を経てこれを除名することができる。

(1) この定款、その他規則、規程に違反したとき

(2) この法人の名誉を毀損し、本会の目的に反する行為をし、又はこの法人の秩序を乱したとき

(3) その他、除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第8条の支払義務をその年度末までに履行しなかったとき。

(2) 一般会員及び功労会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、すべての一般会員及び功労会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 定款の変更

- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事会において総会に付議された事項
- (8) その他総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 14 条 総会は、通常総会として、毎年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要ある場合には、臨時に開催する。

(招 集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長理事が招集する。

2 総一般会員及び功労会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する一般会員及び功労会員は、会長理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集する場合には、理事会は次の事項を決議しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的である事項

(3) 総会に出席しない一般会員及び功労会員が、書面で議決権を行使することができることとするときは、その旨並びに総会参考書類に記載すべき事項及び議決権行使の期限

(4) 代理人による議決権の代理行使について、委任状その他の代理権を証明する方法及び代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項

(招集通知)

第 16 条 会長理事は、総会の 2 週間前までに、一般会員及び功労会員に対し、前条各号に掲げる事項（次項により総会参考書類に記載した事項を除く。）を記載した書面により、その通知を発しなければならない。

2 総会に出席しない一般会員及び功労会員が、書面で議決権を行使することができることとするときは、前項の規定には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 41 条第 1 項に規定する次の書類を添付しなければならない。

(1) 総会参考書類

(2) 議決権行使書

3 第 1 項の規定にかかわらず、一般会員及び功労会員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議 長)

第 17 条 総会の議長は、その総会に出席した一般会員及び功労会員の中から選出する。

(議 決 権)

第 18 条 総会における議決権は、一般会員及び功労会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 19 条 総会の決議は、総一般会員及び功労会員の議決権を有する一般会員及び功労会員の過半数が出席し、出席した当該一般会員及び功労会員の過半数をもって

行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総一般会員及び功労会員の半数以上であって、総一般会員及び功労会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事及び監事を選任する決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事及び監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者のなかから得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第20条 総会に出席できない一般会員及び功労会員は、委任状その他の代理権を証明する書面または電磁的記録を会長理事に提出することにより、他の一般会員及び功労会員を代理人として議決権を行使させることができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その一般会員及び功労会員は出席したものとみなす。

(書面による議決権の行使)

第21条 総会に出席のできない一般会員及び功労会員が書面で議決権を行使できるときは、総会に出席できない一般会員及び功労会員は、第16条第2項に規定する議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合において、当該議決権の数を第19条に規定する出席した一般会員及び功労会員の議決権の数に参入する。

(決議の省略)

第22条 理事又は一般会員及び功労会員が、総会の目的である事項について提案した場合においてその提案について、一般会員及び功労会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が一般会員及び功労会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、一般会員及び功労会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 総会の議事録については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に

署名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第25条 この法人に、次の役員をおく。

- (1) 理事 13名以上15名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長理事とする。
- 3 会長理事以外の理事のうち2名以内を副会長理事とする。
- 4 会長理事及び副会長理事以外の理事のうち1名を常務理事とする。
- 5 第2項の会長理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、前項の常務理事をもって同法第91条第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事及び監事の候補者は、別に定めるところによる。
- 3 会長理事及び副会長理事並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 監事は、理事又は使用人を兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し会務を執行する。
- 3 副会長理事は、会長理事を補佐する。
- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、会長理事及び副会長理事を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長理事及び常務理事は、4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監査は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任は妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関

する通常総会の終結の時までとし、再任は妨げない。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期満了後において、第 25 条に定めた定数を割り込んだ場合は、新たに選任された者が就任するまでは、役員としての権利義務を有する。

(免責事項)

第 30 条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 112 条の規定により、この責任は、すべての一般会員及び功労会員の同意がなければ免除することができない。

(役員解任)

第 31 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総一般会員及び功労会員の半数以上であって、総一般会員及び功労会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第 32 条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、総会において別に定める基準に従って算定した額を支給することができる。

(役員損害賠償責任の免除)

第 33 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(顧問)

第 34 条 この法人に、3 名以内の顧問を置くことができる。

2 顧問の選定及び解任は、理事会において決議する。

3 顧問は、会議等に出席して、意見等を述べることができる。ただし、決議権は有しない。

4 顧問は、無報酬とする。

第 6 章 理 事 会

(構成)

第 35 条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 36 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 総会の日時及び場所並びにその目的である事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 会長理事、副会長理事及び常務理事の選定及び解職

(開 催)

第37条 理事会は、毎事業年度開始前及び事業年度終了後3カ月以内に開催するほか、必要がある場合に随時開催する。

(招 集)

第38条 理事会は、会長理事が招集する。

2 会長理事が欠けたとき又は会長理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する場合は、会長理事は、理事会の日の7日前までに、各役員に対して会議の日時、場所、目的たる事項並びにその他必要な事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、役員の前員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議 長)

第39条 理事会の議長は、会長理事がこれに当たる。

(決 議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第41条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときその限りではない。

(報告の省略)

第42条 理事又は監事が理事又は監事の全員に対し、理事会に報告する事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第27条第5項の規定による報告には適用しない。

(議 事 録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。ただし、会長理事が出席しない場合には、出席した理事及び監事の全員が記名押印する。

第7章 資産及び会計

(財産の構成)

第44条 この法人の財産は、次の各号に掲げるもので構成する。

(1) 入会金及び会費

(2) 寄附金品

- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 45 条 この法人の資産は、会長理事が管理し、管理方法は理事会の決議を経て会長理事が定める。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 47 条 この法人の事業計画書及び収支予算書、資産調達及び設備投資の見込を記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに会長理事が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受け通常総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号、第 4 号、第 5 号及び第 6 号までの書類については承認を得るものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般に供覧するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般に供覧するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 49 条 会長理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規程に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第 50 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において一般会員及び功労会員の議決権 3 分の 2 以上の決議を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(会計の原則)

第 51 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

3 特定費用準備資金及び特定資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取り扱いは、理事会の決議により別に定める。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 52 条 この定款は、総会において総一般会員及び功労会員の半数以上であって、総一般会員及び功労会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議を経て変更することができる。

(解 散)

第 53 条 この法人は、総会において総一般会員及び功労会員の半数以上であって、総一般会員及び功労会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第 54 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 55 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(情報の公開)

第 56 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営状況、財務資料等を公開するものとする。

(公告の方法)

第 57 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 支部、専門部会及び委員会

(支 部)

第 58 条 この法人に支部を置く。

2 支部に関する規程は、理事会の議決を得て別に定める。

(専門部会)

第 59 条 この法人に専門的事項を企画研究する専門部会を設けることができる。

2 専門部会の組織は、理事会で定めるものとする。

3 専門部会の事業は、理事会で定めるものとする。

(委 員 会)

第 60 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、一般会員の中から理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 事 務 局

(事 務 局)

第 61 条 この法人の事務を処理するため事務局を置くものとする。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。

3 事務局長その他の職員は、理事会の承認を経て会長理事が任免する。

4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、会長理事が理事会の決議を経て別に定める。

第 12 章 補 則

(委 任)

第 62 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長理事は、森澤道明とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人

の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 46 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 平成 25 年 5 月 30 日一部改正（第 14 条）

5 平成 26 年 6 月 9 日一部改正（第 25 条第 3 項、第 47 条第 1 項）